

五戸町成婚祝金交付要綱

平成28年10月14日告示第92号

(趣旨)

第1条 この要綱は、五戸町または五戸町が補助する団体等が実施する独身男女の出会いを支援する事業である五戸町婚活支援事業により結婚し、一定期間五戸町に居住する者に当該年度の予算の範囲内において、成婚祝金（以下、「祝金」という。）を交付することにより、当該事業への独身男女の積極的な参加を促し、町の定住者の増加に資することを目的とする。

(祝金の交付対象者)

第2条 この要綱により交付を受けることのできる者は、平成28年3月1日以降に開催された五戸町婚活支援事業に参加した男女で、参加の日から3年以内に結婚し、五戸町に居住している者とする。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、前条の規定により対象となった者が結婚したときに10万円を交付するものとする。

(祝金の交付申請)

第4条 祝金の交付申請は、夫婦連名の申請によるものとし、申請する者（以下「申請者」という。）は、五戸町成婚祝金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦の直近2年度の五戸町税又は前住所地市区町村税の納税証明書
- (2) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本
- (3) 夫婦の住民票謄本

(祝金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について、五戸町成婚祝金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(祝金の請求及び交付)

第6条 祝金の交付決定を受けた者は、五戸町成婚祝金請求書（様式第3号）により、祝金の請求をするものとする。

- 2 町長は、前項の規定により五戸町成婚祝金請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めた場合は、祝金を交付するものとする。
- 3 第4条の規定する祝金の交付を受けた場合には、遅延なく町長に五戸町成婚祝金受領書（様

式第4号)を提出しなければいけない。

(祝金の交付対象外)

第7条 第3条の規定にかかわらず、夫婦のいずれか一方に直近2年度の五戸町税、または前住所地の市区町村税に滞納がある場合は、交付対象者から除くものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 五戸町に生活実態が無いことが判明したとき。
- (2) 結婚後五戸町で居住を開始した日から2年以内に離婚し、又は転出したとき。
- (3) 五戸町婚活支援事業に不正に参加したことが判明したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により、祝金の交付が取り消された場合において、既に祝金が交付されているときは、申請者はその全額を現金で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときはこの限りではない。

(受給者の協力義務)

第9条 第7条の規定により祝金の交付を受けた夫婦は、次に掲げる事項に関して可能な範囲で協力しなければならない。

- (1) 五戸町からの取材依頼
 - (2) 各種マスコミからの取材依頼のうち、町長が適当と認めたもの
 - (3) その他第1条の目的の範囲内で町長が協力を依頼するもの
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

年 月 日

五戸町長 様

申請者 住所

氏名

㊟

氏名

㊟

電話番号

五戸町成婚祝金交付申請書

五戸町成婚祝金交付要綱第4条の規定に基づき、成婚祝金の交付を受けたいので申請します。

記

| | 夫婦の氏名等 | 住民登録年月日 | 居住年月数 |
|---|-------------|---------|-------|
| 夫 | (年 月 日生まれ) | 年 月 日 | 年 ヶ月 |
| 妻 | (年 月 日生まれ) | 年 月 日 | 年 ヶ月 |

1. 五戸町婚活支援事業参加日 平成 年 月 日

2. 入 籍 年 月 日 平成 年 月 日

3. 申 請 額 金 円

4. 添 付 書 類 (1) 直近2年度の納税証明書

(固定資産税、市区町村民税、軽自動車税、国民健康保険税)

(2) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本

(3) 住民票謄本

年 月 日

様
様

五戸町長

印

五戸町成婚祝金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった五戸町成婚祝金について、交付（不交付）と決定したので、五戸町成婚祝金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額

注 祝金の受領後において、不正に受領したことが判明した場合や、結婚後五戸町で居住を開始した日から2年以内に転出や離婚した場合などの理由により、交付決定が取り消された場合は、その全額を返還していただくこととなります。

年 月 日

五戸町長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

氏名 ㊟

電話番号

五戸町成婚祝金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった五戸町成婚祝金について、
五戸町成婚祝金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

| | | |
|--------|------------------|----------------|
| 交付決定額 | 円 | |
| 請求額 | 円 | |
| 金融機関名 | 銀行 協同組合 金庫 | 本店（所） 支店（所） |
| 預金種目 | 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） | |
| 口座番号 | | |
| （フリガナ） | | |
| 口座名義人 | | |

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

五戸町長 様

五戸町成婚祝金受領書

受領金額 _____ 円

五戸町成婚祝金について、上記のとおり受領しました。

受領者 住 所

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

（この欄は町で記入します。）

五戸町成婚祝金交付決定通知書 第 号 平成 年 月 日